

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（平成十四年七月三十一日千葉県規則第七十六号）

千葉県環境保全条例施行規則（平成七年千葉県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

（自動車環境管理計画書の提出等）

第二十四条 条例第五十五条の第二項に規定する規則で定める規模は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第三条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて法第五十八条の規定による有効な自動車検査証の交付を受けたものの合計が三十台以上とする。

2 条例第五十五条の第二項に規定する自動車環境管理計画書（以下「計画書」という。）の提出は、自動車環境管理計画書（別記第十九号様式）により行うものとする。

3 計画書は、特定事業者に該当することとなつた日の属する事業年度から平成十八年三月三十一日を含む事業年度までの期間を計画期間として作成するものとし、当該期間を経過した後は五事業年度を計画期間とする計画を順次作成するものとする。

4 計画書は、特定事業者に該当することとなつた日から九十日以内（特定事業者に該当することとなつたことにより初めて提出した計画書に引き続き続く計画書の提出にあつては、計画期間の初年度の開始の日から起算して六十日以内）に提出しなければならない。第二十七条を第三十六条とし、第二十六条を第三十五条とし、第二十五条を第三十四条とし、第二十四条の次に次の九条を加える。

（計画書の変更の届出）

第二十五条 条例第五十五条の二第三項の規定による計画書の内容の変更の届出は、自動車環境管理計画書変更届出書（別記第二十号様式）により行うものとする。

2 自動車環境管理計画書変更届出書は、計画書の内容を変更した日から六十日以内に届け出なければならない。

（実績報告書の提出等）

第二十六条 条例第五十五条の三の規定による実績報告書の提出は、自動車環境管理実績報告書（別記第二十一号様式）により行うものとする。

2 自動車環境管理実績報告書は、毎事業年度終了後九十日以内に提出しなければならない。

（自動車環境管理者の選任及び解任の届出）

第二十七条 条例第五十五条の五第二項の規定による届出は、自動車環境管理者選任（解任）届出書（別記第二十二号様式）により行うものとする。

2 自動車環境管理者選任（解任）届出書は、自動車環境管理者を選任し、又は解任した日から六十日以内に届け出なければならない。

(低公害車)

第二十八条 条例第五十六条の規則で定める自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。

- 一 専ら電気を動力源とする自動車
- 二 低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三三号）第五条の規定により認定された自動車

三 前各号に定めるもののほか、知事が指定する自動車

(低公害車導入義務者の規模等)

第二十九条 条例第五十六条の二第一項に規定する規則で定める規模は、法第三条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて法第五十八条の規定による有効な自動車検査証の交付を受けたものの合計が二百台とする。

2 条例第五十六条の二第一項に規定する規則で定める割合は、五パーセントとする。

3 条例第五十六条の二に規定する低公害車の導入期限は、平成十八年三月三十一日とする。

4 前条第三号の規定により指定された自動車がその指定を解除された場合において、条例第五十六条の二第一項に規定する特定事業者が当該指定を解除された日（以下この項において「解除日」という。）前に当該自動車を導入し、かつ、当該特定事業者が解除日以後当該自動車を継続して使用するときは、当該自動車は、低公害車とみなす。同項に規定する特定事業者が解除日から百八十日以内に当該自動車を導入し、かつ、当該特定事業者が当該自動車を導入した日以後継続して当該自動車を使用するときも、同様とする。

(低燃費車)

第三十条 条例第五十六条の三の規則で定める自動車は、別表第七の上欄に掲げる自動車の種別ごとに同表の中欄に掲げる車両重量の区分に応じ同表の下欄に掲げる燃費目標値を下回らない自動車とする。

(自動車環境情報の事項)

第三十一条 条例第五十六条の四第一項に規定する規則で定める事項は、燃料の種別、燃料の消費率及び二酸化炭素の排出量とする。

2 条例第五十六条の四第一項の規定による自動車排出ガスの量は、次の各号に掲げる物質の量とする。

- 一 一酸化炭素
- 二 炭化水素
- 三 非メタン炭化水素（天然ガスを燃料とする自動車に限る。）
- 四 窒素酸化物
- 五 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車に限る。）

- 六 ホルムアルデヒド（メタノールを燃料とする自動車に限る。）
- 七 黒煙（軽油を燃料とする自動車に限る。）
- 3 条例第五十六条の四第一項の規定による排出ガスの量、騒音の大きさ、第三十一条第一項に規定する燃料の消費率及び二酸化炭素の排出量は、次の各号に掲げる区分に並び、それぞれ当該各号に定める値とする。
- 一 自動車（天然ガスを燃料とする自動車を除く。）の排出ガスの量 次のいずれかに定める値
 - イ 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条各項に定める値
 - ロ 低排出ガス車認定実施要領に定める値
 - 二 天然ガスを燃料とする自動車の排出ガスの量 天然ガス自動車に関する技術基準を勘案して知事が別に定める値
 - 三 騒音の大きさ 道路運送車両の保安基準第三十条第二項に定める加速走行騒音の値
 - 四 燃料消費率 法第七十五条の規定による指定その他の新車時の検査を受けるために申請した値又は届け出た値
 - 五 二酸化炭素の排出量 知事が定める燃料消費率から求める方法により算出した値（駐車場の規模）
- 第三十二条 条例第五十六条の六第三項に規定する規則で定める規模は、駐車場法（昭和三十三年法律第百六号）第二条第四号に規定する自動車の収容能力が二十台又は自動車の駐車の利用に供する部分の面積が五百平方メートルとする。
- （立入検査の身分証明書）
- 第三十三条 条例第五十六条の九第二項の身分を示す証明書は、立入検査証とする。
- 別表第六の次に次の別表を加える。
- 別表第七（第三十条）

自動車の種別		車 両 重 量 の 区 分	燃費目標値 (リットル/ キロメートル)
ガソリンを燃料とする乗用車			
		七百三十キログラム未満	二十一・二
		七百三十キログラム以上八百二十八キログラム未満	十八・八
		八百二十八キログラム以上千十六キログラム未満	十七・九
		千十六キログラム以上千二百六十六キログラム未満	十六・〇

ガソリンを燃料とする軽貨物自動車(変速機が手動式以外のもの)	千二百六十六キログラム以上千五百十六キログラム未満	十三・〇
	千五百十六キログラム以上千七百六十六キログラム未満	十・五
	千七百六十六キログラム以上二千十六キログラム未満	八・九
	二千十六キログラム以上二千二百六十六キログラム未満	七・八
	二千二百六十六キログラム以上	六・四
	千十六キログラム未満	十八・九
	千十六キログラム以上千二百六十六キログラム未満	十六・二
	千二百六十六キログラム以上千五百十六キログラム未満	十三・二
	千五百十六キログラム以上千七百六十六キログラム未満	十一・九
	千七百六十六キログラム以上二千十六キログラム未満	十・八
	二千十六キログラム以上二千二百六十六キログラム未満	九・八
	二千二百六十六キログラム以上	八・七
	七百三十キログラム未満(構造A)	二十・二
	七百三十キログラム未満(構造B)	十七・〇
	七百三十キログラム以上八百二十八キログラム未満(構造A)	十八・〇
七百三十キログラム以上八百二十八キログラム未満(構造B)	十六・七	
八百二十八キログラム以上	十五・五	
七百三十キログラム未満(構造A)	十八・九	
七百三十キログラム未満(構造B)	十六・二	
七百三十キログラム以上八百二十八キログラム未満(構造A)	十六・五	
七百三十キログラム以上八百二十八キログラム未満(構造B)	十五・五	

ガソリンを燃料とする軽量貨物自動車(変速機が手動式のもの)	八百二十八キログラム以上	十四・九
	千十六キログラム未満	十七・八
	千十六キログラム以上	十五・七
	千十六キログラム未満	十四・九
	千十六キログラム以上	十三・八
	千二百六十六キログラム未満(構造A)	十四・五
	千二百六十六キログラム未満(構造B)	十二・三
	千二百六十六キログラム以上千五百十六キログラム未満	十・七
	千五百十六キログラム以上	九・三
	千二百六十六キログラム未満(構造A)	十二・五
ガソリンを燃料とする中量貨物自動車(変速機が手動式以外のもの)	千二百六十六キログラム未満(構造B)	十一・二
	千二百六十六キログラム以上	十・三
	軽油を燃料とする軽量貨物自動車(変速機が手動式のもの)	十七・七
軽油を燃料とする軽量貨物自動車(変速機が手動式以外のもの)	十五・一	
	千二百六十六キログラム未満(構造A)	十七・四
	千二百六十六キログラム未満(構造B)	十四・六
	千二百六十六キログラム以上千五百十六キログラム未満	十四・一
軽油を燃料とする中量貨物自動車(変速機が手動式のもの)	千五百十六キログラム以上	十二・五

軽油を燃料とする中量貨物自動車（変速機が手動式以外のもの）	
千二百六十六キログラム未満（構造A）	十四・五
千二百六十六キログラム未満（構造B）	十二・六
千二百六十六キログラム以上千五百十六キログラム未満	十二・三
千五百十六キログラム以上千七百六十六キログラム未満	十・八
千七百六十六キログラム以上	九・九

備考

- 一 この表において「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第一条第三号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。
- 二 この表において「乗用車」とは、第三条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものをいう。
- 三 この表において「軽貨物自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条の軽自動車であつて貨物の運送の用に供するものをいう。
- 四 この表において「軽量貨物自動車」とは、道路運送車両法施行規則第二条の車両総重量が千七百キログラム以下の普通自動車又は小型自動車であつて貨物の運送の用に供するものをいう。
- 五 この表において「中量貨物自動車」とは、道路運送車両法施行規則第二条の車両総重量が千七百キログラムを超え二千五百キログラム以下の普通自動車又は小型自動車であつて貨物の運送の用に供するものをいう。
- 六 この表において「構造A」とは、次のいずれにも該当する構造をいう。
イ 最大積載量を車両総重量で除した値が〇・三以下となるものであること。
ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られているものであること。
- 八 運転車室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る。）であること。

七 この表において「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

別記第九号様式を次のように改める。

第九号様式（第十二条、第二十三条及び第三十三条）

（表）

千葉県環境保全条例第 37 条第 2 項、第 54 条第 2 項 及び第 56 条の 9 第 2 項の規定による			
立 入 検 査 証			
所 属			
職・氏名			
年	月	日生	
年	月	日発行	
			千葉県知事
			市
			町長
			村
			印

（裏）

千葉県環境保全条例抜すい	
（立入検査）	
第 37 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
3 （略）	
（立入検査）	
第 54 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、許可施設の設置の場所又は採取者の工場若しくは事業場に立ち入り、許可施設その他の物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
3 （略）	
（立入検査）	
第 56 条の 9 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定事業者の事業所又は自動車の所在する場所に立ち入り、自動車、自動車検査証、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
3 （略）	
（罰則）	
第 71 条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。	
(5) 第 37 条第 1 項、第 54 条第 1 項又は第 56 条の 9 第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	

別記第十九号様式中「~~澁川十目~~」を「澁川十目」に改め、同様式を別記第二十三号様式とし、別記第十八号様式の次に次の別記様式を加える

第十九号様式（第二十四条第二項）
（その一）

年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

自動車環境管理計画書

千葉県環境保全条例第55条の2第1項の規定により、自動車環境管理計画を次のとおり提出
します。

特定事業者の氏名又は名称	
特定事業者の所在地	
自動車環境管理計画	別添のとおり
連 絡 先	(電 話)
受 付 欄	

備考

- 1 印の欄には記載しないこと。
- 2 個人が提出する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(その二)

1 特定事業者の氏名又は名称

氏名又は名称	
--------	--

2 事業の概要

事業者の所在地			
特定事業者に該当することとなった日			
使用する自動車	台		
業種		番号	
従業員数	人		
担当者 の 所属及び氏名			
管理体系			

(その三)

3 事業所別の自動車の状況

(年 月 日現在)

事業所等の番号						計
事業所等の名称						
事業所等の所在地						
事業所等の連絡先(電話番号)						
従業員数		人	人	人	人	人
運転者数		人	人	人	人	人
種類	車両総重量	台数	台数	台数	台数	計
		(うちディーゼル車)	(うちディーゼル車)	(うちディーゼル車)	(うちディーゼル車)	(うちディーゼル車)
普通貨物自動車	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
小型貨物自動車	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
大型バス (定員30人以上)	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
マイクロバス (定員11人以上)	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
特種自動車	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
乗用自動車		台	台	台	台	台
合計		台	台	台	台	台

(その七)

5 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質排出量の目標(目標年度: 年度)

窒素酸化物排出量(kg)	
粒子状物質排出量(kg)	

(その九)

7 自動車に対する粒子状物質減少装置装着計画

	現状の 台数	年度		年度		年度		年度		年度		合計
		新規装着		新規装着		新規装着		新規装着		新規装着		
		台数	番号	台数	番号	台数	番号	台数	番号	台数	番号	
年月日 現在												
軽油（ディーゼル）自動車		台		台		台		台		台		台

8 自動車に係る適正運転の実施等に関する計画

計画事項	内容
適正運転の実施	
車両の維持管理	
その他	

(その十)

9 自動車の走行量の削減のための措置に関する計画

計 画 事 項	内 容
共同輸配送の促進	
帰り荷の確保	
ジャスト・イン・タイムサービス（多頻度少量輸送をいう。）の改善	
受注時間と配送時間のルール化	
検品の簡略化	
道路混雑時の輸配送の見直し等	
商品の標準化等	
モーダルシフト（鉄道及び海運の活用をいう。）の推進	
公共交通機関の利用の促進	
情報化の推進	
物流施設の高度化、物流拠点の整備等	
その他	

第二十号様式（第二十五条第一項）

年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

自動車環境管理計画書変更届出書

千葉県環境保全条例第55条の2第3項の規定により、自動車環境管理計画の変更を次のとおり届け出ます。

特定事業者の氏名又は名称	
特定事業者の所在地	
変 更 し た 事 項	
変 更 の 理 由	
変更後の自動車環境管理計画	別添のとおり
変 更 年 月 日	
連 絡 先	(電 話)
受 付 欄	

備考

- 1 印の欄には記載しないこと。
- 2 個人が提出する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第二十一号様式（第二十六条第一項）
（その一）

年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

自動車環境管理実績報告書

千葉県環境保全条例第55条の3の規定により、自動車環境管理実績報告を次のとおり提出します。

特定事業者の氏名又は名称	
特定事業者の所在地	
自動車環境管理実績報告	別紙のとおり
連 絡 先	(電 話)
受 付 欄	

備考

- 1 印の欄には記載しないこと。
- 2 個人が提出する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(その二)

1 事業所別の自動車の状況

(年 月 日現在)

事業所等の番号						計
事業所等の名称						
事業所等の所在地						
事業所等の連絡先(電話番号)						
従業員数		人	人	人	人	人
運転者数		人	人	人	人	人
種類	車両総重量	台数 (うちディーゼル車)	台数 (うちディーゼル車)	台数 (うちディーゼル車)	台数 (うちディーゼル車)	計 (うちディーゼル車)
普通貨物自動車	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
小型貨物自動車	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
大型バス (定員30人以上)	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
マイクロバス (定員11人以上)	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
特殊自動車	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
乗用自動車		台	台	台	台	台
合計		台	台	台	台	台

(その六)

3 自動車の低公害車等への代替状況

		現状の台数	年度				
			年 月 日現在	減少(廃車等)		新規使用	
				台数	番号	台数	番号
天然ガス 自動車	低						
	他						
液化石油ガス (LPG) 自動車	低						
	他						
ガソリン 自動車	良						
	優						
	超						
	他						
軽油 (ディーゼル) 自動車	低						
	他						
ハイブリッド 自動車	低						
	他						
電気自動車	低						
メタノール 自動車	低						
	他						
合 計							
うち低公害車の合計							

(その七)

4 自動車に対する粒子状物質減少装置装着状況

	現状の台数	年度	
	年 月 日現在	新規装着	
		台数	番号
軽油 (ディーゼル) 自動車	台	台	

5 自動車に係る適正運転の実施等に関する状況

計 画 事 項	内 容
適正運転の実施	
車両の維持管理	
その他	

(その八)

6 自動車の走行量の削減のための措置に関する状況

計 画 事 項	内 容
共同輸配送の促進	
帰り荷の確保	
ジャスト・イン・タイムサービス（多頻度少量輸送をいう。）の改善	
受注時間と配送時間のルール化	
検品の簡略化	
道路混雑時の輸配送の見直し等	
商品の標準化等	
モーダルシフト（鉄道及び海運の活用をいう。）の推進	
公共交通機関の利用の促進	
情報化の推進	
物流施設の高度化、物流拠点の整備等	
その他	

(その九)

7 自動車の燃料等使用量に関する状況

燃料等の種類	単位	使用量
ガソリン	リットル	
軽油	リットル	
液化石油ガス(LPG)	リットル	
天然ガス	立方メートル	
電気	キロワット時	
その他()		

年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

選 任
自 動 車 環 境 管 理 者 届 出 書
解 任

千葉県環境保全条例第55条の5第2項の規定により、自動車環境管理者を次のとおり
選任 しま
解任
したので届け出ます。

自 動 車 環 境 管 理 者	選任 年月日		〔 選任 事由 〕 解任
	解任		
	所属		
自 動 車 環 境 管 理 者	氏名		〔 選任 事由 〕 解任
	選任 年月日		
	解任		
自 動 車 環 境 管 理 者	所属		〔 選任 事由 〕 解任
	氏名		
	氏名		
連 絡 先	(電 話)		
受 付 欄			

備考

- 1 印の欄には記載しないこと。
- 2 個人が提出する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

千葉県環境保全条例施行規則第三十一条第三項第五号の規定による二酸化炭素の量を燃料消費率から求める方法（平成十四年七月三十一日千葉県告示第六百二十四号）

千葉県環境保全条例施行規則（平成七年千葉県規則第七十八号）第三十一条第三項第五号の規定により、二酸化炭素の量を燃料消費率から求める方法を次のとおり定める。
なお、この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

一 ガソリンを燃料とする自動車の場合

$$A = \frac{1}{B} \times 8,400 \times 0.07658 \times \frac{44}{12}$$

二 軽油を燃料とする自動車の場合

$$A = \frac{1}{B} \times 9,200 \times 0.07839 \times \frac{44}{12}$$

1 これらの式において、A及びBは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 一キロメートル走行当たりの二酸化炭素の排出量（グラムー二酸化炭素／キロメートル）

B 十・十五モード燃料消費率（キロメートル／リットル）

2 これらの式にある数値の内容及び単位は、それぞれ次のとおりである。

8,400 ガソリンーリットルあたりの発熱量（キロカロリー／リットル）

0.07658 ガソリンの発熱量当たりの二酸化炭素排出原単位（グラムー炭素／キロカロリー）

9,200 軽油ーリットル当たりの発熱量（キロカロリー／リットル）

0.07839 軽油の発熱量当たりの二酸化炭素排出原単位（グラムー炭素／キロカロリー）

44

二酸化炭素の分子量と炭素の原子量の比

12

千葉県環境保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（平成十四年七月三十一日千葉県規則第七十五号）

千葉県環境保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

千葉県環境保全条例の一部を改正する条例（平成十四年千葉県条例第十七号）の施行期日は、平成十五年四月一日とする。